

賛助会員規程



公益社団法人 日本ビリヤード協会

第3版 2019年6月25日

<文管 2-26>

(定義)

- 第1条. 賛助会員とは、公益社団法人日本ビリヤード協会（以下、「本協会」という）の定款第5条第1項第2号に定めた者。

(趣旨)

- 第2条. 定款第6条の規定に基づき入会審査後に、入会を承認された賛助会員については、別に定めがあるものを除き、この規程の定めるところによる。

(入会金および年会費)

- 第3条. 賛助会員の年会費の金額並びに納入期日を以下に定める。
(1) 年会費額は60,000円以上とし、初回入会時は遅滞なく納入することとし、2回目以降は毎年5月31日を納入期日とする。

(会費の使途)

- 第4条. 会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用し、残額を法人の管理運営に使用する。

(義務)

- 第5条. 賛助会員の義務を以下に定める。
(1) 本協会の目的に賛同し、事業推進に賛助寄与すること。
(2) 年会費を定められた期日までに納入すること。
(3) 別に定める「入会審査規程」第4条の入会審査基準に抵触する事由が発生した場合は、遅滞なく理事会に報告すること。

(権利)

- 第6条. 賛助会員の権利を以下に定める。
(1) 本協会の賛助会員であることを明言することができる。
(2) 総会議案で除名対象となった場合、議決前に弁明の機会が与えられる。

(改廃)

- 第7条. 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

以上

